

公布された規則のあらまし

○佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則（規則第 32 号）

- 1 この規則は、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）第 28 条第 4 項に規定する地方公共団体の規則で定める写しの送付に要する費用の納付方法並びに個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）の規定による知事が保有する個人情報に係る事務に関し必要な事項を定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 政令第 28 条第 4 項に規定する送付に要する費用の納付方法について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 条例の規定により作成する個人情報に関する帳簿の記載事項等について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る通知等について定めることとした。（第 4 条～第 19 条関係）
- 5 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る通知について定めることとした。（第 20 条関係）
- 6 法の運用状況の公表の方法について定めることとした。（第 21 条関係）
- 7 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 8 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則及び佐賀県個人情報保護条例施行規則は、廃止することとした。（附則第 2 項関係）
- 9 所要の経過措置を定めることとした。